

## 国立大学法人京都工芸繊維大学監事に求める人材像等

令和2年4月1日  
監事候補者選考委員会決定

### (1) 求める人材像

国立大学法人である本学の監事監査は、国立大学法人京都工芸繊維大学監事監査規則第1条の規定にあるように、業務の適正かつ能率的な実施を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的に実施するものである。さらに、監事監査を通じて、法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国の高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等も目的としている。

このことから、本学の監事として業務を円滑に遂行していくには、国立大学法人ガバナンス・コードを十分に承知し、かつ、次のような要件を満たす人材が望ましい。

- ① 学長、理事及び教職員等との意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める能力を有していると認められること。
- ② 業務を監査する職責にあるものとして、相当な注意を払い監査を行う能力を有していると認められること。
- ③ 監査意見を形成するに当たり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うよう努める能力を有していると認められること。
- ④ 職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持する能力を有していると認められること。
- ⑤ 監査の過程で改善を要する事項が見受けられた場合、学長・理事に問題点を適確に指摘することができ、また、改善するまで適切に指示することができる能力を有していると認められること。
- ⑥ 1名は、財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、財務や決算に関する知見を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。
- ⑦ 1名は、大学内部の意思決定システムをはじめとした法人の運営が、法令や学内規則等に則って適切かつ効果的・効率的に機能しているかについて監査することができる能力を有していると認められること。

### (2) 求める役割等

- 監事は、法人の業務の監査を行う。

具体的監査事項

- ① 関係諸法令及び本学業務方法書その他の諸規定等に基づく業務の実施状況
- ② 中期計画及び年度計画の実施状況
- ③ 組織及び制度全般の運営状況
- ④ 経営執行の効率化及び業務能率化の状況
- ⑤ 決算報告書及び財務諸表の適否
- ⑥ 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- ⑦ その他監査の目的を達成する為に必要な事項

● 監事の権限

- ① 学長、理事及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- ② 監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。
- ③ 職務を執行するため、学長の承認を得て本学職員に監査に関する事務を行わせることができる。
- ④ 本学の業務運営に関する重要な会議に出席して意見を述べることができる。

● 監事の責任

- ① 国立大学法人の業務を監査し、監査報告を作成しなければならない。
- ② 国立大学法人が国立大学法人法等の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。
- ③ 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は国立大学法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。